

名古屋市公報	平成30年 4月18日 第1254号	
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話〔052〕972-2246 編集兼 発行人 名古屋市総務局法制課長	

目	次	ページ
告	示	
○ 事後調査結果中間報告書（工事中）について	（環境・地域環境対策課）（第239号）	3
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定について	（環境・地域環境対策課）（第240号）	5
○ 指定障害福祉サービス事業者の指定について	（健福・障害者支援課）（第241号）	7
○ 指定特定相談支援事業者等の指定について	（健福・障害者支援課）（第242号）	10
○ 指定障害福祉サービス事業の廃止について	（健福・障害者支援課）（第243号）	11
○ 指定特定相談支援事業の廃止について	（健福・障害者支援課）（第244号）	13
○ 指定障害福祉サービス事業者の指定について	（健福・障害者支援課）（第245号）	14
○ 指定特定相談支援事業者等の指定について	（健福・障害者支援課）（第246号）	16
○ 指定障害福祉サービス事業の廃止について	（健福・障害者支援課）（第247号）	17
○ 指定特定相談支援事業等の廃止について	（健福・障害者支援課）（第248号）	19
○ 個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定	（財政・税制課）（第249号）	20
○ 市民緑地の管理期間の変更について	（緑土・緑地事業課）（第250号）	21
○ 市民緑地の管理期間の変更について	（緑土・緑地維持課）（第251号）	22
○ 市民緑地の管理期間の変更について	（緑土・緑地維持課）（第252号）	23
○ 名古屋市休養温泉ホーム松ヶ島の臨時開館について	（健福・高齢福祉課）（第253号）	24
○ 特定計量器の定期検査に係る手数料の収納事務の委託	（市経・消費流通課）（第254号）	25
○ 有料公園施設等の供用月日及び供用時間の変更について	（緑土・緑地管理課）（第255号）	26
○ 有料公園施設の使用料の収納事務の委託について	（緑土・緑地管理課）（第256号）	27

○ 名古屋市徳重東部第二土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の届出	(住都・市街地整備課) (第257号)	28
教 育 委 員 会 告 示		
○ 教育委員会定例会の開催について	(第7号)	29
上 下 水 道 局 告 示		
○ 公共下水道の供用及び下水の処理の開始	(第6号)	30
交 通 局 告 示		
○ ゴールデンウィーク特割ドニチエコきっぷの発売について	(第7号)	37

名古屋市告示第239号

事後調査結果中間報告書（工事中）について

名古屋市環境影響評価条例（平成10年名古屋市条例第40号）第29条の2第2項の規定に基づき、事業者から空見スラッジリサイクルセンター建設事業に係る事後調査結果中間報告書（工事中）（その2）（以下「事後調査結果中間報告書」という。）の提出がありましたので、同条第6項の規定に基づき、次のとおり告示するとともに、この事後調査結果中間報告書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成30年4月10日

名古屋市長 河 村 た か し

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名古屋市上下水道局

名古屋市上下水道局長 宮村喜明

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

2 対象事業の名称及び種類

空見スラッジリサイクルセンター建設事業

下水道終末処理場の建設

3 対象事業の実施予定地

名古屋市港区空見町1番地の5

4 事後調査結果中間報告書の提出年月日

平成30年3月28日（水）

5 事後調査結果中間報告書の縦覧の場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

ア 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課（以下「地域環境対策

課」という。)

(名古屋市役所東庁舎 5 階)

イ 名古屋市港区港明一丁目12番20号

港区役所

ウ 名古屋市中区栄一丁目23番13号

名古屋市環境学習センター事務室 (以下「環境学習センター」という。)

(伏見ライフプラザ13階)

(2) 縦覧期間

平成30年4月10日(火)から同月24日(火)まで。ただし、地域環境対策課及び港区役所にあつては日曜日及び土曜日を、環境学習センターにあつては月曜日を除きます。

(3) 縦覧時間

ア 地域環境対策課及び港区役所

午前8時45分から午後5時15分まで

イ 環境学習センター

午前9時30分から午後5時00分まで

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 240号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形 質変更時届出管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

平成30年 4月10日

名古屋市長 河 村 た か し

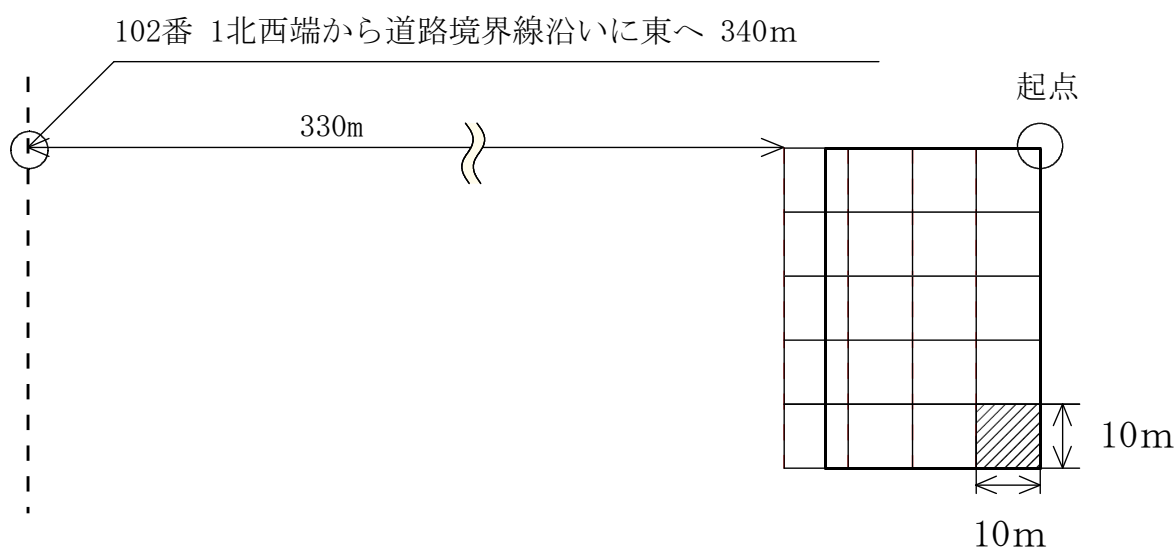
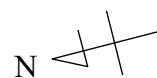
1 指定する区域

名古屋市東区矢田南五丁目 102番 1の一部（詳細は、別紙のとおり）

2 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課



凡例

- : 調査対象地 - - : 筆の境界
- ▨ : 形質変更時届出管理区域（鉛及びその化合物（土壌含有量基準不適合））

名古屋市告示第 241号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第36条第 1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者として、次のとおり指定しました。

平成30年 4月11日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	指定年月 日
株式会社千笑のわ 名古屋市瑞穂区洲 山町 1丁目 5番地 の12	ヘルパーステーシ ョンみずほ 名古屋市瑞穂区洲 山町 1丁目 8番地 の 5	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	2311400614	平成30年 2月 1日
株式会社チャレン ジドジャパン 宮城県仙台市青葉 区本町二丁目 3番 10号	就労支援センター ひゅーまにあ名古 屋栄 名古屋市中区栄三 丁目13番20号	就労移行支援	2316100920	平成30年 2月 1日
医療法人永朋会 名古屋市千種区茶 屋が坂一丁目12番 2号	@ d o c t o r c a f e 名古屋市千種区池 園町 2丁目 4番地 の 2	就労継続支援 B型	2317101026	平成30年 2月 1日

合同会社S a t o r i 名古屋市北区如来 町 108番地	やわらかリラクゼ ーション手心 名古屋市北区如来 町 108番地	就労継続支援 A型	2317301360	平成30年 2月 1日
有限会社さゆみの 里 愛知県犬山市大字 羽黒高見22番地の 1	ヘルパーステーシ ョンリーベ楠 名古屋市北区楠味 鋤五丁目1221番地	居宅介護 重度訪問介護	2317301378	平成30年 2月 1日
株式会社エリアリ カ 名古屋市守山区大 字上志段味字稲堀 田新田1923番地の 1	守山ケアステーシ ョン 名古屋市守山区大 字上志段味字稲堀 田新田1923番地の 1	居宅介護 重度訪問介護	2317601512	平成30年 2月 1日
社会福祉法人よつ 葉の会 名古屋市西区新福 寺町 2丁目 6番地 の 2	ケアセンターよつ 葉幸心 名古屋市守山区幸 心一丁目 511番地	居宅介護 重度訪問介護 行動援護	2317601520	平成30年 2月 1日
合同会社スマイル マップ 名古屋市南区星宮 町 235番地	訪問介護スマイル マップ 名古屋市南区星宮 町 235番地	居宅介護 重度訪問介護	2318101017	平成30年 2月 1日
合同会社誠援会 名古屋市千種区赤 坂町 4丁目57番地 の 1	ショートステイ・ ベル南第 2 名古屋市南区曾池 町 2丁目58番地の 1	短期入所	2318101025	平成30年 2月 1日
有限会社もみじ	有限会社もみじ	同行援護	2318500184	平成30年

名古屋市緑区神の 倉四丁目 228番地	名古屋市緑区神の 倉四丁目 228番地			2月 1日
------------------------	------------------------	--	--	-------

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 242号

指定特定相談支援事業者等の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第51条の20第 1項並びに児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第24条の28第 1項の規定により、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者として、次のとおり指定しました。

平成30年 4月11日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	指定年月 日
一般社団法人全日 本福祉協会 名古屋市金山五丁 目18番29号	相談支援事業所ほ けっと 名古屋市中区金山 五丁目18番29号	特定相談支援	2336100074	平成30年 2月 1日
		障害児相談支 援	2376100075	
株式会社くらしケ ア 愛知県江南市前野 町新田 156番地 2	くらしケア介護障 がい相談センター 名古屋 名古屋市千種区小 松町 6丁目11番地 の 3	特定相談支援	2337100081	平成30年 2月 1日
		障害児相談支 援	2377100082	

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 243号

指定障害福祉サービス事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第46条第 2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成30年 4月11日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	廃止年月 日
株式会社イズモ企 画 名古屋市守山区小 幡中三丁目13番33 号	おばた訪問介護サ ービス 名古屋市守山区小 幡南二丁目18番14 号	居宅介護 重度訪問介護	2317601264	平成30年 1月20日
株式会社トラスト コープ 名古屋市西区則武 新町一丁目 1番10 号	みなもと介護サー ビス 名古屋市西区則武 新町一丁目 1番10 号	居宅介護 重度訪問介護	2310200544	平成30年 1月31日
有限会社千種介護 相談所 名古屋市千種区京 命一丁目 3番44号	さんさん介護 名古屋市千種区京 命一丁目 3番44号	居宅介護 重度訪問介護	2317100713	平成30年 1月31日
株式会社アンネイ	守山ケアステーション	居宅介護	2317601462	平成30年

ズ 愛知県津島市百町 字下住吉28番地	ヨン 名古屋市守山区大 字上志段味字稲堀 田新田1923番地の 1	重度訪問介護		1月31日
---------------------------	---	--------	--	-------

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 244号

指定特定相談支援事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第51条の25第 4項の規定により指定特定相談支援事業者から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成30年 4月11日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	廃止年月 日
株式会社障がい者 支援機構 名古屋市北区柳原 二丁目12番22号	障がい者相談支援 センターカーラ 名古屋市東区東外 堀町25番地	特定相談支援	2337200071	平成30年 1月26日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 245号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第36条第 1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者として、次のとおり指定しました。

平成30年 4月11日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	指定年月 日
合同会社リム 名古屋市熱田区八 番二丁目15番20号	C O L O R S 名古屋市港区新川 町 2丁目 1番地の 1	同行援護 行動援護	2311200691	平成30年 3月 1日
合同会社BUMP 名古屋市中川区中 島新町四丁目2607 番地	F l a t 名古屋市中川区中 島新町四丁目2607 番地	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	2311301473	平成30年 3月 1日
フルフル合同会社 名古屋市守山区天 子田一丁目1003番 地	わんだふる訪問介 護 名古屋市守山区天 子田一丁目1003番 地	居宅介護 重度訪問介護	2317601538	平成30年 3月 1日
株式会社大晴 名古屋市北区清水	こころ訪問介護ス テーション	居宅介護 重度訪問介護	2318501240	平成30年 3月 1日

三丁目18番26号	名古屋市緑区藤塚 三丁目1620番地			
株式会社シャレト ン・シャ 名古屋市中村区名 駅四丁目 2番10号	グループホーム A LOHA 名古屋市名東区高 針原一丁目 402番 地の 7	共同生活援助	2328000076	平成30年 3月 1日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 246号

指定特定相談支援事業者等の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第51条の20第 1項並びに児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第24条の28第 1項の規定により、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者として、次のとおり指定しました。

平成30年 4月11日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	指定年月 日
有限会社野の花舎 名古屋市緑区鳴海 町字中汐田 222番 地の 1	相談支援カモミー ル 名古屋市緑区鹿山 三丁目 128番地	特定相談支援	2338500180	平成30年 3月 1日
		障害児相談支 援	2378500173	

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 247号

指定障害福祉サービス事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第46条第 2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成30年 4月11日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	廃止年月 日
合同会社誠援会 名古屋市千種区赤 坂町 4丁目57番地 の 1	生活サポートセン ターベル・瑞穂 名古屋市瑞穂区亀 城町 6丁目12番地	居宅介護 重度訪問介護 行動援護	2311400531	平成30年 2月11日
有限会社E D U S 愛知県北名古屋市 沖村五反 155番地 1	訪問介護ステーシ ョンリエゾン 名古屋市昭和区長 池町 2丁目22番地 の 1	居宅介護 重度訪問介護	2316200811	平成30年 2月17日
ヒューマンライフ ケア株式会社 東京都新宿区西新 宿七丁目 5番25号	ヒューマンライフ ケアごきそ 名古屋市昭和区滝 子通 3丁目28番地 の 1	同行援護	2316200688	平成30年 2月28日
株式会社H A P P	はっぴーぷらす	居宅介護	2316400775	平成30年

Y TIMES 名古屋市緑区鹿山 二丁目82番地の 1	名古屋市天白区中 平四丁目 208番地	重度訪問介護 行動援護		2月28日
ヒューマンライフ ケア株式会社 東京都新宿区西新 宿七丁目 5番25号	ヒューマンライフ ケアちくさ 名古屋市千種区谷 口町 3番 8号	同行援護	2317100721	平成30年 2月28日
アイエムケアサー ビス株式会社 名古屋市守山区小 幡南二丁目18番12 号	アイエムケアサー ビス 名古屋市守山区小 幡南二丁目18番12 号	行動援護 同行援護	2317601066	平成30年 2月28日
株式会社ちびず 愛知県瀬戸市三沢 町一丁目91番地の 1	ちびず 名古屋市守山区藪 田町 404番地	生活介護	2317601223	平成30年 2月28日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 248号

指定特定相談支援事業等の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第51条の25第 4項及び児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第24条の32第 2項の規定により指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成30年 4月11日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	廃止年月 日
リラックスアンド スウィング株式会 社 名古屋市緑区桃山 四丁目 314番地	相談支援パタパタ ママ 名古屋市緑区桃山 四丁目 314番地	特定相談支援	2338500123	平成30年 2月28日
		障害児相談支 援	2378500124	

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 249 号

個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金の指定

名古屋市市税条例（昭和37年名古屋市条例第45号）第18条第 4 項に規定する個人の市民税における寄附金税額控除の対象となる寄附金として、次の者に対する寄附金を指定します。

平成30年 4 月12日

名古屋市長 河 村 た か し

寄附金を受領する者	寄附金を受領する者の 所在地	備 考
特定非営利活動法人 からし種	名古屋市瑞穂区堀田通 8 丁目 8 番地の 1	平成30年 3 月 2 日以後に 個人が支出する寄附金

名古屋市財政局税務部税制課

名古屋市告示第 250号

市民緑地の管理期間の変更について

平成16年名古屋市告示第 138号の一部を次のように変更します。

平成30年 4月12日

名古屋市長 河 村 た か し

5 市民緑地の管理期間中「平成16年 3月24日～平成30年 3月31日」を「平成16年 3月24日～平成35年 3月31日」に変更します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地事業課

名古屋市告示第 251号

市民緑地の管理期間の変更について

平成20年名古屋市告示第19号の一部を次のように変更します。

平成30年 4月12日

名古屋市長 河 村 た か し

3 市民緑地の管理期間中「平成19年12月18日から平成30年 3月31日まで」
を「平成19年12月18日から平成35年 3月31日まで」に変更します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地維持課

名古屋市告示第 252号

市民緑地の管理期間の変更について

平成20年名古屋市告示第 164号の一部を次のように変更します。

平成30年 4月12日

名古屋市長 河 村 た か し

3 市民緑地の管理期間中「平成20年 3月10日から平成30年 3月31日まで」を「平成20年 3月10日から平成35年 3月31日まで」に、「平成20年 4月 1日から平成30年 3月31日まで」を「平成20年 4月 1日から平成35年 3月31日まで」に変更します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地維持課

名古屋市告示第 253号

名古屋市休養温泉ホーム松ケ島の臨時開館について

松ケ島における健康づくり事業を実施するため、名古屋市休養温泉ホーム松ケ島条例施行細則（昭和56年名古屋市規則第69号）第 2条第 2項の規定により、次のとおり休業日に臨時開館します。

平成30年 4月12日

名古屋市長 河 村 た か し

1 臨時に開館する施設

名古屋市休養温泉ホーム松ケ島

2 臨時に開館する期日

平成30年 4月18日、同年 5月16日、同年 6月20日、同年 7月18日、同年 9月19日、同年10月17日、同年11月21日及び同年12月19日

名古屋市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課

名古屋市告示第 254 号

特定計量器の定期検査に係る手数料の収納事務の委託

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定により本市が行う特定計量器の定期検査に係る手数料の収納事務を、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、次のとおり委託しましたので、同条第 2 項の規定により告示します。

平成 30 年 4 月 12 日

名古屋市長 河 村 た か し

1 受託者

名古屋市中区新栄町二丁目 13 番地
栄第一生命ビルディング 8 階
株式会社オムニ
代表取締役 岡田 圭司

2 委託期間

平成 30 年 4 月 2 日から平成 30 年 10 月 31 日まで

名古屋市市民経済局市民生活部消費流通課

名古屋市告示第 255号

有料公園施設等の供用月日及び供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 3 項の規定により、次のとおり有料公園施設等の供用月日及び供用時間を変更します。

平成30年 4月13日

名古屋市長 河 村 た か し

1 有料公園施設等の名称

駐車場（日光川公園）

2 変更内容

- (1) 平成30年 4月18日（水）、同年 6月 3日（日）、同年11月18日（日）、同年12月18日（火）、平成31年 1月 6日（日）、同年 2月 3日（日）、同月18日（月）、同年 3月 3日（日）及び同月18日（月）を供用する日に変更し、その供用時間を「午前 7時から午後 5時まで」とします。
- (2) 平成30年 4月22日（日）を供用する日に変更し、その供用時間を「午前 8時30分から午後 5時まで」とします。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 256号

有料公園施設の使用料の収納事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1項の規定に基づき、次のとおり使用料の収納事務を委託しました。

平成30年 4月13日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 委託した有料公園施設の使用料
徳川園庭園使用料
- 2 委託した相手方
名古屋市東区徳川町1017番地
公益財団法人 徳川黎明会 徳川美術館
館長 徳川義崇
- 3 委託期間
平成30年 4月 1日から平成31年 3月31日まで

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 257号

名古屋市徳重東部第二土地区画整理組合の理事の氏名及び住所の
届出

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第29条第 1項の規定により、名古屋市徳重東部第二土地区画整理組合から次のとおり理事の氏名及び住所の届出がありました。

平成30年 4月13日

名古屋市長 河 村 た か し

氏 名	住 所
犬 飼 信 裕	名古屋市港区船頭場二丁目1024番地
江 松 央 統	名古屋市緑区細口一丁目 904番地の 4
大 島 三枝子	名古屋市中川区北江町 3丁目 5番地の 1
加 藤 一 夫	名古屋市昭和区村雲町 9番21号
小 島 榮	愛知県大府市桃山町二丁目 246番地
遠 山 嚴 一	名古屋市緑区滝ノ水三丁目1103番地
中 西 克 幸	名古屋市瑞穂区柏木町 2丁目23番地

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市教育委員会告示第 7号

教育委員会定例会の開催について

平成30年 4月16日午後 3時00分教育委員会室において教育委員会定例会を開催し次の議件を付議します。

平成30年 4月 9日

名古屋市教育委員会教育長 杉 崎 正 美

平成31年度使用教科用図書採択基本方針について
名古屋市スポーツ推進審議会委員の委嘱について

名古屋市教育委員会事務局総務部総務課

名古屋市上下水道局告示第6号

公共下水道の供用及び下水の処理を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき、次のとおり公示する。

なお、その関係図面は、平成30年4月16日から2週間名古屋市上下水道局経営本部営業部給排水設備課及び名古屋市上下水道局経営本部営業部営業所において一般の縦覧に供する。

平成30年4月13日

名古屋市上下水道局長 宮 村 喜 明

- 1 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する日
平成30年5月1日
- 2 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域並びに下水の処理を行う終末処理場の位置及び名称

公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域				終末処理場の位置及び名称
区 名	町 名	字 ・ 丁 目	摘 要	
中川区	富 田 町	千音寺・十六割 千音寺・西福 正 千音寺・南 島	一部	中川区中須町 名古屋市上下水道局打出 水処理センター
港 区	秋 葉 二 丁 目		〃	〃
	秋 葉 三 丁 目		〃	〃
	大 西 一 丁 目		〃	〃
	大 西 二 丁 目		〃	〃
	大 西 三 丁 目		〃	〃
	川 園 一 丁 目		〃	〃

	西 茶 屋 一 丁 目		〃	〃
天白区	平 針 三 丁 目		〃	天白区植田南一丁目 名古屋市上下水道局植田 水処理センター

3 供用を開始する排水施設の位置

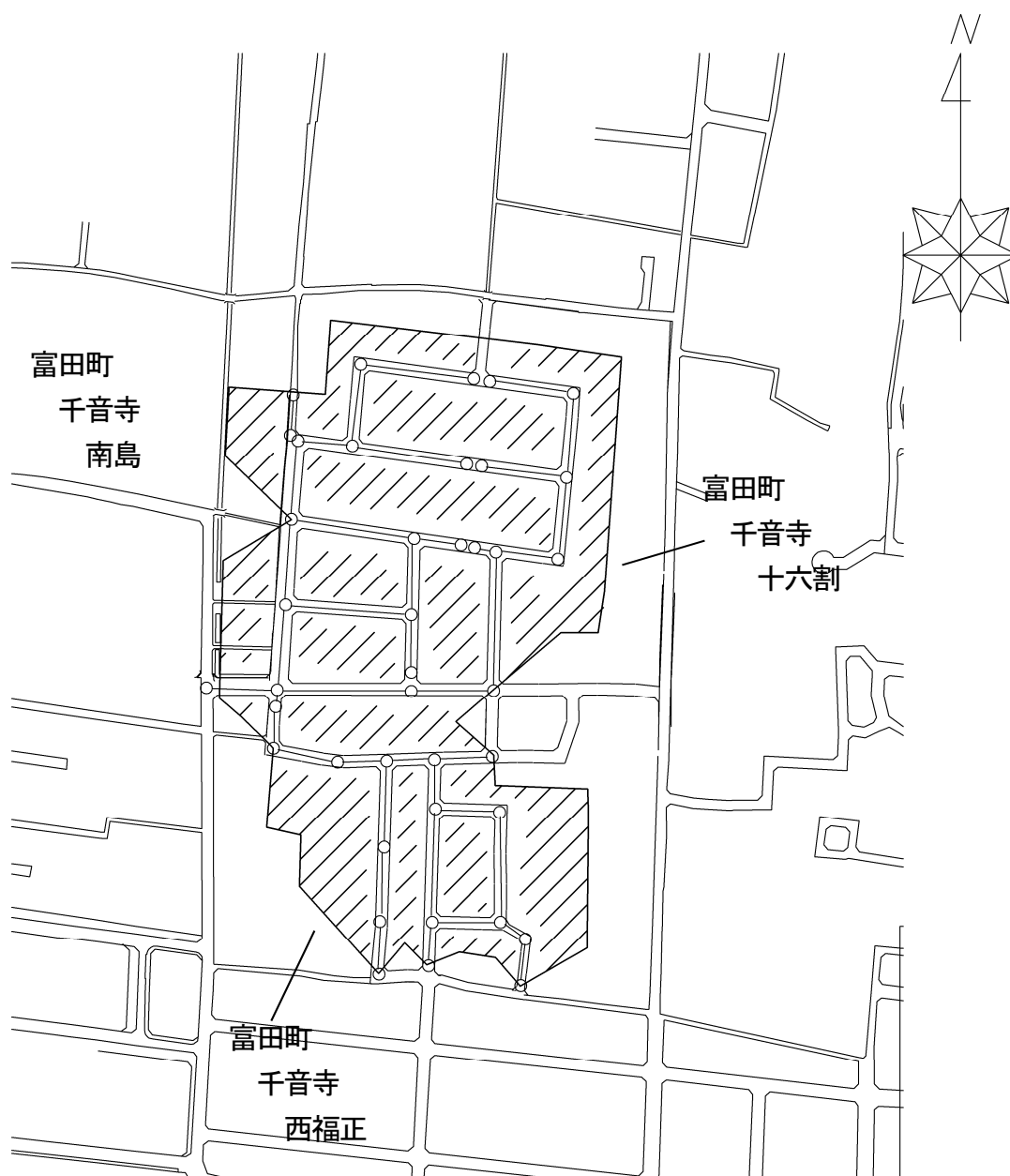
別添図面のとおり

4 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別

合流式	中川区
分流式	港区 天白区

排水施設の位置図

中川区（合流式）



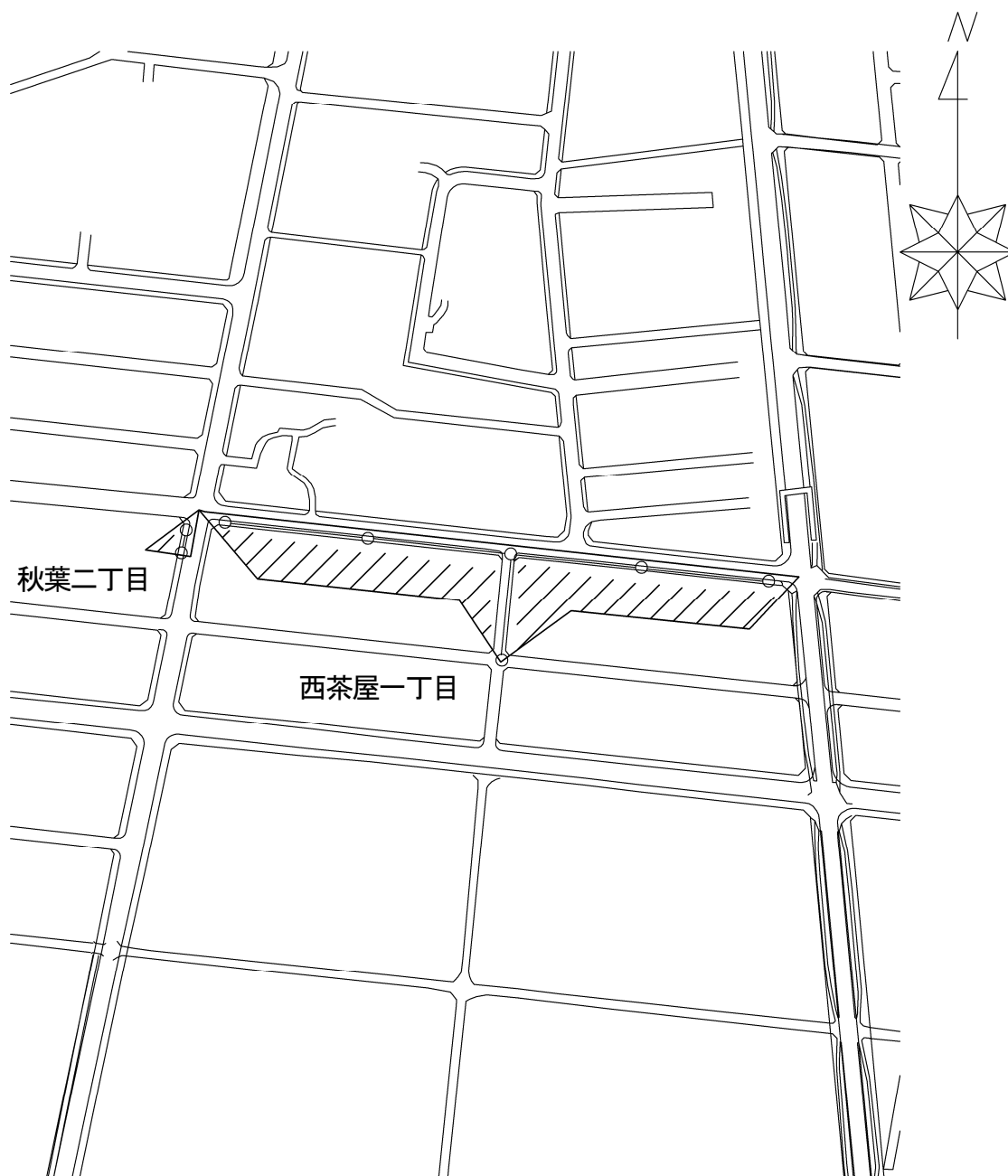
供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

港区（分流式）No. 1



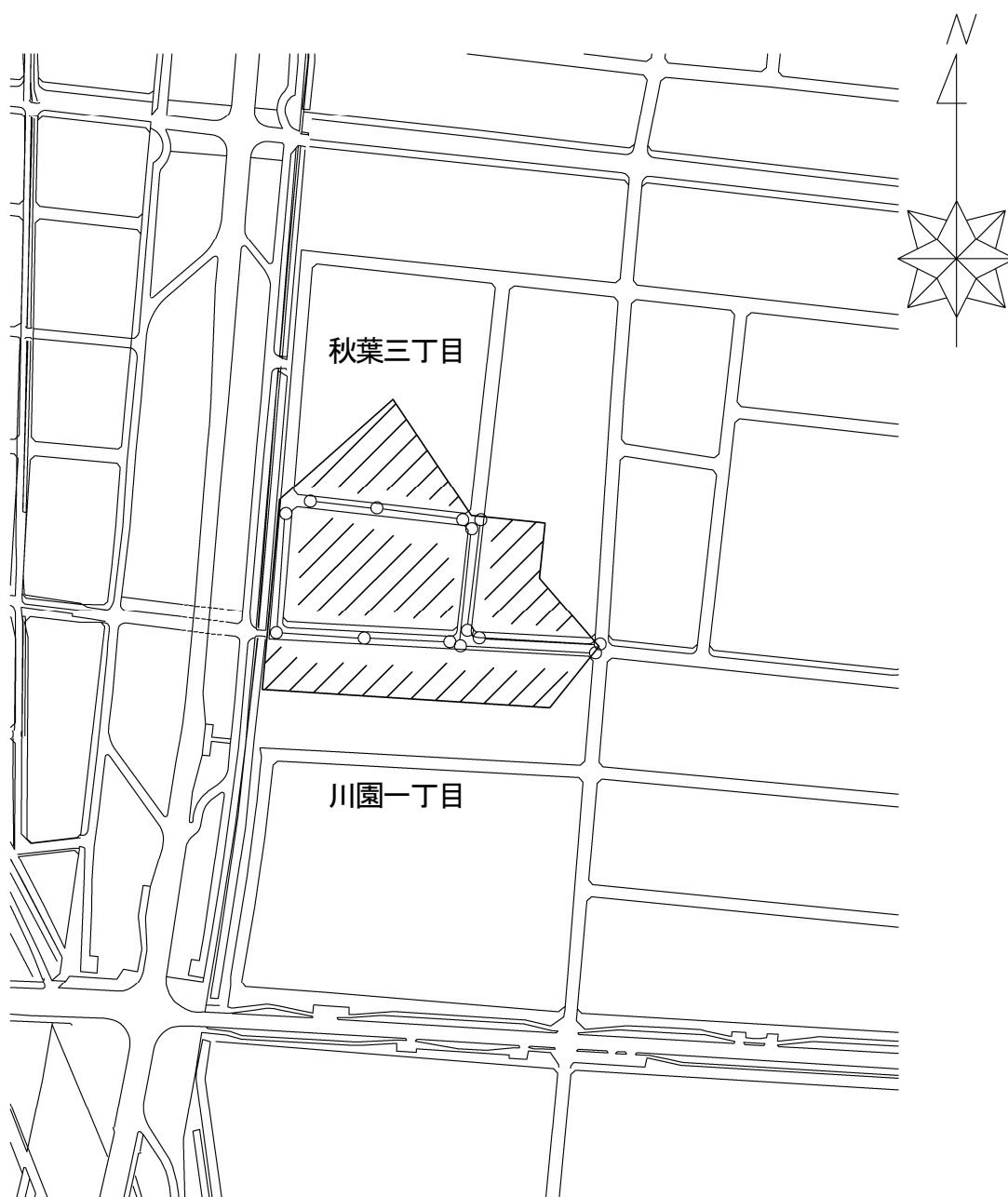
供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

港区（分流式）No. 2



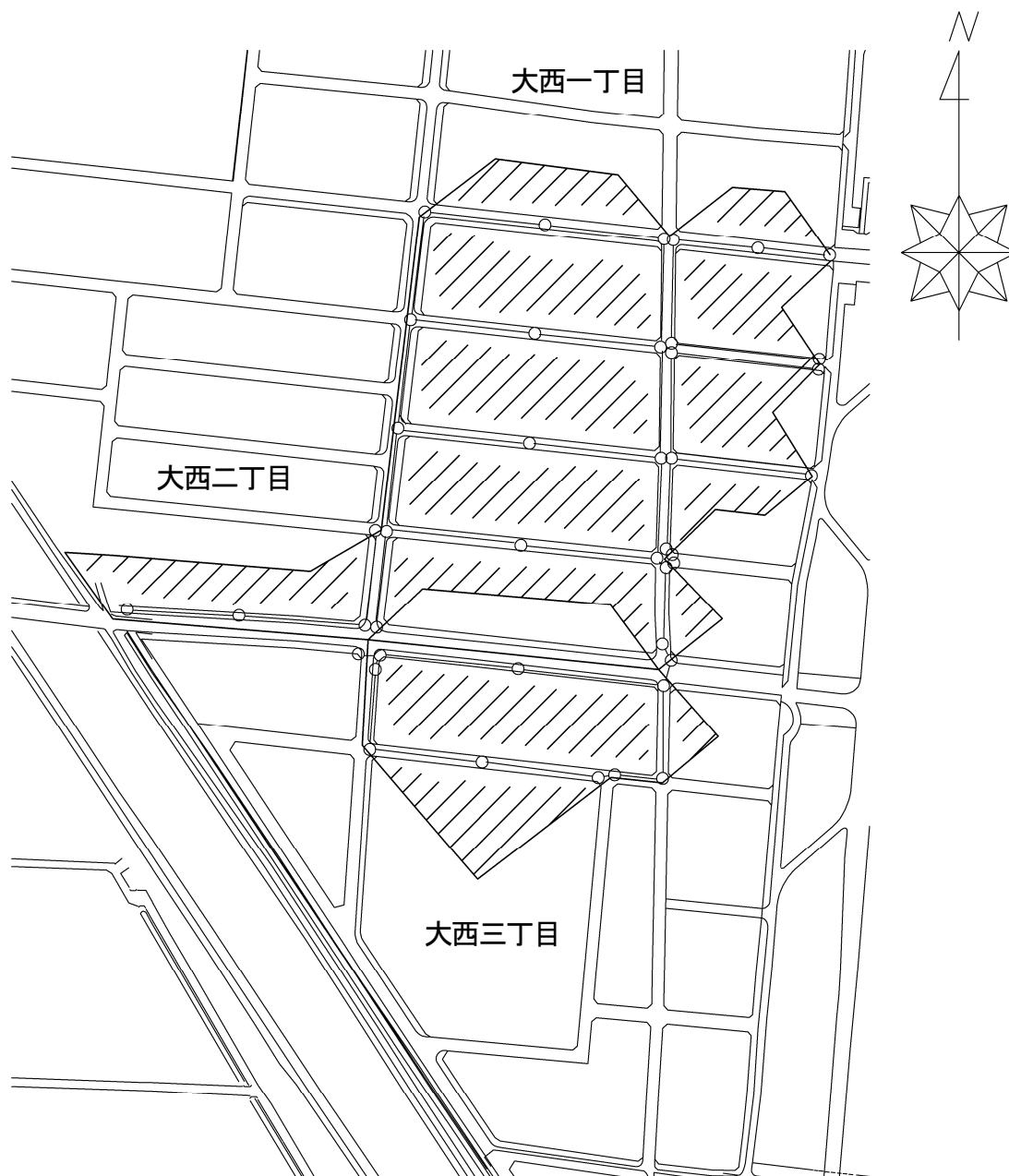
供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

港区（分流式）No. 3



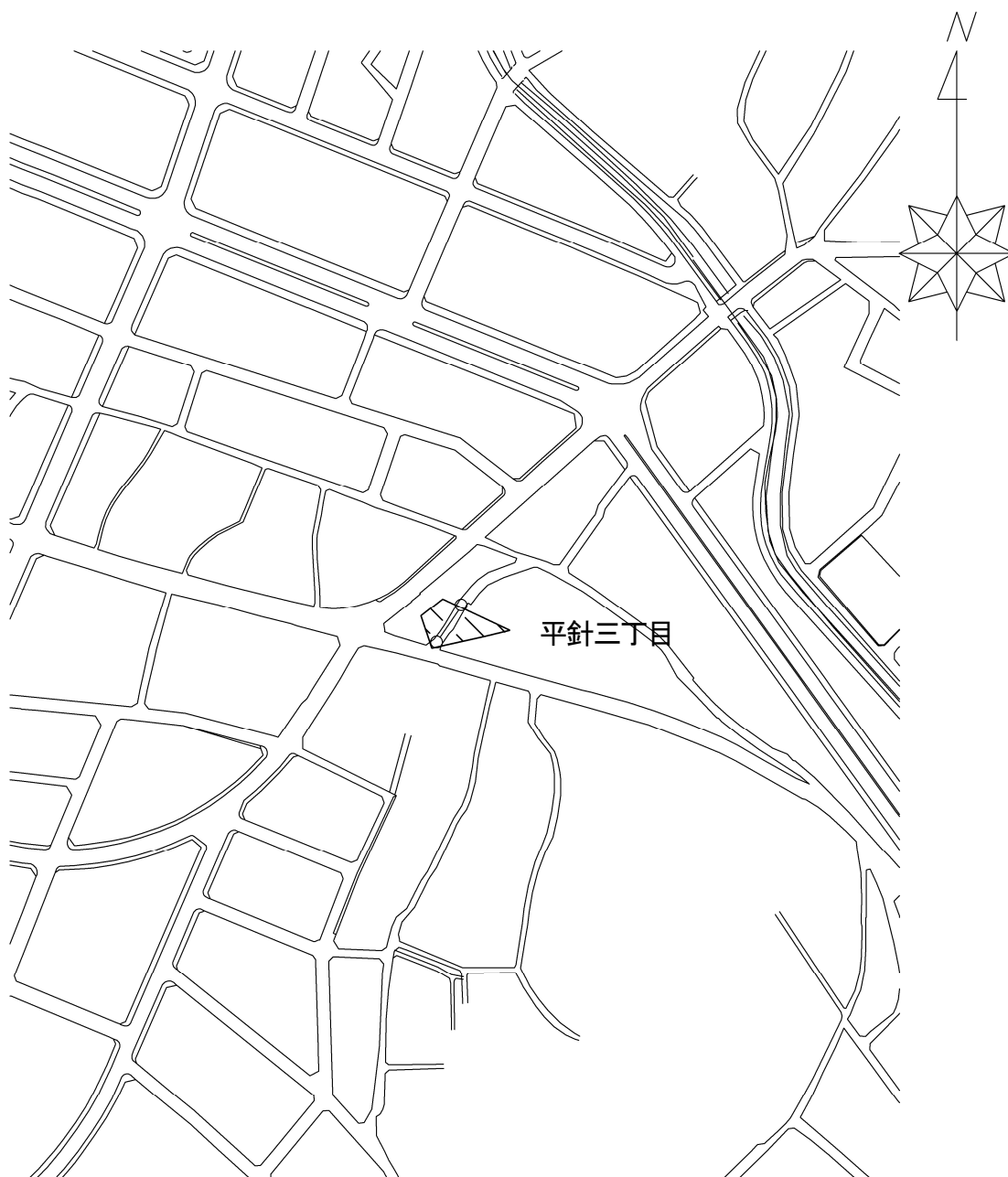
供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

排水施設の位置図

天白区（分流式）



供用開始区域



供用及び処理を開始する下水道

名古屋市交通局告示第7号

ゴールデンウィーク特割ドニチエコきっぷの発売について

高速電車乗車料条例施行規程（昭和54年名古屋市交通局管理規程第13号）第19条第5項及び第43条第3項並びに乗合自動車乗車料条例施行規程（昭和28年名古屋市交通局管理規程第35号）第23条第2項の規定に基づき、ゴールデンウィーク特割ドニチエコきっぷ（以下「特割ドニチエコきっぷ」という。）を次のように発売します。

平成30年4月13日

名古屋市交通局長 光 田 清 美

1 料金

2,000円

2 有効期間

平成30年4月28日から平成30年5月6日まで

3 特割ドニチエコきっぷの内容

使用期間を限定した特割ドニチエコきっぷ（大人券）4枚を1セットとして発売します。

4 発売数量

4,000セット（ただし、1人につき5セットまでの発売とします。）

5 発売場所

各駅及び各乗車券発行所とします。ただし、必要に応じて他の場所でも発売することがあります。

6 使用条件

特割ドニチエコきっぷ1枚で大人1人が有効期間内の使用可能日（ドニチエコきっぷの例によります。）1日に限り、本市の高速電車及び乗合自動車の全線にわたり使用することができ、その使用回数を制限しません。

7 発売期間

平成30年4月23日から平成30年5月6日まで

8 料金の還付

- (1) 特割ドニチエコきっぷの料金の還付は、セットで発売した4種類の図柄の乗車券全てが未使用の場合に限り取り扱い、その期間は、発売日から平成30年5月6日までとします。
- (2) 特割ドニチエコきっぷの料金を還付する場合における手数料は、4枚1セットにつき100円とします。

9 不正使用

特割ドニチエコきっぷの不正使用に係る乗車料金及び増料金については、ドニチエコきっぷの例によります。

10 様式



(裏面磁気膜)

名古屋市交通局営業本部営業統括部営業課